

徳島大学大学院医歯薬学研究部長表彰内規

(目的)

第1条 この内規は、国立大学法人徳島大学表彰規則第5条及び第12条の規定に基づき、徳島大学大学院医歯薬学研究部長表彰（以下「研究部長表彰」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の要件及び選考)

第2条 研究部長表彰は、次の各号のいずれかに該当する者について、研究部長が審査委員会（以下「委員会」という。）の議を経て行う。

- (1) 教育・研究活動において顕著な功績があった者
- (2) 社会貢献及び課外活動において顕著な功績があった者
- (3) 本学の教育・研究及び業務環境の改善について顕著な功績があった者
- (4) その他前各号に準ずる功績があった者

(申請)

第3条 前条各号のいずれかに該当する者又は当該者の所属する分野等の長（以下「所属長」という。）は、徳島大学大学院医歯薬学研究部長表彰申請書に顕著な功績を証明する関係資料及び所属長の推薦書を添えて研究部長に提出するものとする。

(審査)

第4条 研究部長は、前条の規定に基づき表彰の申請があったときは、研究部長及び副研究部長で構成する委員会を開催して審査するものとする。

2 委員会の委員長は、研究部長をもって充てる。

(表彰)

第5条 研究部長は、前条第1項の審査で承認された場合は、研究部長表彰を授与する。

- 2 表彰は、研究部長が表彰状を授与することにより行う。
- 3 前項の表彰状に併せて、記念品を贈呈することができる。

(事務)

第6条 研究部長表彰の事務は、蔵本事務部医学部総務課において処理する。

(雑則)

第7条 この内規に定めるもののほか、研究部長表彰に関し必要な事項は、研究部長が別に定める。

附 則

この内規は、平成23年12月8日から施行する。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。

徳島大学大学院医歯薬学研究部長表彰申請書

徳島大学大学院医歯薬学研究部長 殿

(申請者)

所 属

氏 名

下記のとおり申請しますので、審査くださるようお願いいたします。

記

所 属

氏 名

功 績